



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヤングケアラーと家族の貧困 [全文の要約]
Author(s)	亀山, 裕樹
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第16308号
Issue Date	2025-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95242
Type	doctoral thesis
File Information	KAMEYAMA_Yuki_summary.pdf



学位論文内容の要約

学位論文題目 ヤングケアラーと家族の貧困

亀山 裕樹

はじめに

本研究の目的は、なぜヤングケアラーはケアをしない選択肢をとることが困難なのかを、ヤングケアラーとその家族の貧困に着目して検討することである。

はじめに、ケアの社会的分配に関して本研究における基本的な立場を示すことを通じて、「ケアをしない選択肢」という考え方について述べる。本研究は、ケアの公正な社会的分配を支持するとともに、劣悪なケア関係に個人を押しとどめる不正義に反対する。子どもや母親を含むあらゆる個人は、自身に対してひどい扱いをする家族員に依存する必要はなく、その家族員のつくる劣悪なケア関係にとどまる必要もないと考える。すなわち、ケア関係から退出したり距離を置いたりするといったケアをしない選択肢をとってもよいと考え、ケアをしない選択肢をあらゆる個人に開くことを求める。

このことはとくに、ケア関係を選ぶことが基本的にできない子どもにとって重要な意味を持ち、ケアの社会的分配のあり方をも再検討することにつながる。このような問題意識から、本研究では 18 歳未満の子どもである狭義のヤングケアラーに焦点を当てる。

序章

序章では、なぜヤングケアラーはケアをしない選択肢をとることが困難なのかという問いを立て、それを貧困という観点から構成する 3 つの一連の問いを提示した。

まず、日本国内のヤングケアラーに関する政策や研究が、ケアを継続する子どもへの事後的な支援について主に議論してきたことを述べた。一方で本研究では、ケアを継続する選択肢と同様に、ケアをしない選択肢をも開くべきであると考え、上記の問いを検討することとした。

次に、ヤングケアラー研究の蓄積のあるイギリスにおいて、子どもがケアを担うことに関して貧困をどのように議論してきたかを整理した。その結果、貧困の重要性が指摘されてきたものの、貧困に着目した研究が十分に組み込まれてこなかったとわかった。

そのうえで、日本国内におけるヤングケアラー研究に見られる議論の方向性を取り上げ、批判的に検討を行った。その結果、代表的な研究者らは、子どもを含めて誰もがケアを担うという想定あるいは前提から出発し、子どもがケアを担っている家族の生活実態を問うことに対して懸念を示すといった議論の方向性を取ってきたと読み取れた。そして、これらの議論の方向性のもとで、日本国内のヤングケアラー研究は、なぜヤングケアラーはケアをしない選択肢をとることが困難なのかを貧困という観点から構成する一連の問いを見落としてしまったと考えられた。

すなわち、どのような世帯の経済状況のもとで子どもがケアを担うのか、家族がどのように生活を組み立てておりそのなかで子どもの担うケアがどのように位置づくのか、ケアをめぐる交渉において子どもがどのような制約に直面しておりとくに貧困下の生活でどのように制約を経験するのかという 3 つの一連の問いが残った。

第1章

第1章では、先行研究の整理を行った。まず、なぜヤングケアラーはケアをしない選択肢をとることが困難なのかについて、序章にて述べた議論の方向性を取ってきたヤングケアラー研究ではほとんど論じられておらず、それを構成する3つの問いは個別の異なる文脈に置かれていた。そこで、3つの問いのそれぞれについて、貧困研究などの知見を加えて先行研究の整理を行った。

先行研究の到達点と課題を改めて確認すると、次のようになった。まず第1の問いに関して、低所得世帯であるほど子どもがケアを担うなど一定の知見が示唆されていた。次に第2の問いに関して、資源の不足のもとで子どもがケアを担うことや成人のケアラーによる生活の組み立ての困難さが示唆されていた。また第3の問いに関して、ケアをめぐる交渉における子どもの不利、およびケアをしない選択肢への貧困下での制約が示唆されてきた。このように有意義な先行研究が部分的に見られるものの、十分な議論が行われているとは言い難くいまだ不明瞭であるため、本研究において検討を行うこととした。

第2章

第2章では、分析の視点と研究方法を整理した。まず、上記3つの問いを研究課題として改めて提示した。次に、全体としての分析の視点、およびそれぞれの研究課題における分析の視点を述べた。その後、研究方法を述べた。

本研究では全体として、次の2つの視点に立って分析を進めることとした。第1に、物質的・経済的資源の不足という意味での貧困に着目する。第2に、ケアをめぐる交渉のなかで生活を組み立てる主体として子どもと家族を捉える。これらの視点はいずれも、なぜヤングケアラーはケアをしない選択肢をとることが困難なのかに関わっていると示唆される一方で、序章にて述べたヤングケアラー研究における議論の方向性のなかで見落とされてきた。

第3章

第3章では、第1の研究課題として、どのような世帯の経済状況のもとで子どもがケアを担うのかを検討した。「北海道・札幌市子どもの生活実態調査」における中学2年生・高校2年生の子どもとその保護者の個票データを分析の対象とし、所得階層、支出困難、家計状況という世帯の経済状況を示す3つの指標を分析に用いた。なお検討に入る前に、ヤングケアラーの基本属性やケアの状況、学校生活における制約を概観した。

まず、ヤングケアラーか否かを目的変数としてロジスティック回帰分析を行った。その結果、世帯の経済状況を示す3つの指標全てについて、安定している世帯と比較して困窮している世帯でヤングケアラーが多かった。

次に、ケアを必要とする家族員がいる子どものみに対象を限定して、ヤングケアラーか否かを目的変数としたロジスティック回帰分析を行った。その結果、3つの指標のうち、所得階層や支出困難について差が見られなかった一方で、家計状況について、「黒字であり毎月貯金をしている」と比較して「赤字であり借金をして生活している」においてヤングケアラーが多かった。すなわち、ケアを必要とする家族員がいるという条件を揃えてもなお、明らかに家計の困窮した世帯で子どもがケアを担いやすいことが示唆された。

第4章

第4章では、第2の研究課題として、家族がどのように生活を組み立てており、そのなかで子どもの担うケアがどのように位置づくのかを検討した。20代以下の子どもと同居

しながら障害や病気のある家族員のケアを担った経験のある者すなわち母親ケアラー30名を対象にインタビュー調査を実施し、資源の利用に着目して分析を行った。

分析の結果、母親ケアラーの多くは、ケアのなかで時間・人手の不足や睡眠・余暇の削減、身体的・精神的な不調といった生活の組み立てにおける不利を抱え、その不利のなかで就労の難しさや経済的な苦しさといった困難にも直面していた。このような状況に対して、障害福祉・介護保険サービスなどのケアを社会化する社会資源が存在するが、様々な要因により利用しづらく、必ずしも十分にそれらを利用していなかった。

このような状況で、子どもがケアを担い母親ケアラーにとっての生活の組み立てを助けていた。子どもにケアを頼んで生活を維持する助けにする場合と、頼まずとも子どもがケアをしてきて生活を維持する助けになる場合とがあった。すなわち、母親ケアラーが子どもにケアを直接的に期待するかどうかにかかわらず、子どもに対して気遣いや配慮をしてもなお、不利や困難を伴う生活の組み立てのなかで子どもがケアを担う可能性があること示唆された。

第5章

第5章では、第3の研究課題として、ケアをめぐる交渉において子どもがどのような制約に直面しており、とくに貧困下の生活でどのように制約を経験するのかを検討した。18歳未満のときにケアを担った経験のある者7名を対象にインタビュー調査を行った。

まず、ケアをめぐる交渉において子どもがどのような利害関係や権力関係に置かれるのかを検討した。分析の結果、家族員とのあいだの利害の不一致と不均衡な権力関係のもとで、家族員によるケアの配置を受け入れケアを継続していた。言い換えれば、家族員が子どもの利益を守るかたちでケアを配置するとは限らず、子どもにとってケアをしない選択肢をとることが困難である可能性が示唆された。

次に、ケアをめぐる交渉において子どもがどのような制約に直面するのかを検討した。協調的対立の概念を分析視点に採用した。分析の結果、次の2つの制約を明らかにした。第1に、決裂点におけるウェルビーイングの水準という点で、子どもが決裂点の状況の劣悪さを認識するとき、不利な交渉の結果として、ケアをしない選択肢をとることが困難になるという制約である。第2に、自己利益への認識という点で、子どもが他の家族員の利益を優先する限り、ケアをしない選択肢をとることが困難になるという制約である。

続けて、ケアを必要とする家族員のいる貧困下の生活で子どもがどのように制約を経験するのか、すなわち子どもが貧困をどのように認識し対処しようとし、ケアをしない選択肢にどのように制約を受けているのかを検討した。18歳未満のときにケアを担った経験のある上記の7名のうち、貧困の経験や貧困に至る可能性に言及した4名を分析対象者とした。分析の結果、本研究の分析対象者たちは、家計の苦しさや親にとってのケア・就労の両立困難、二次的依存や貧困に陥る可能性を認識し、家計支持や家事を含むケアを担っていた。このとき、ケアを必要とする家族員のいる貧困下の生活のあり方を通じて、貧困を認識し対処を動機づけられていた。このようなかたちで、分析対象者たちはケアをしない選択肢への制約を経験しており、その結果としてケアを継続することになった者もいた。

終章

終章では、なぜヤングケアラーはケアをしない選択肢をとることが困難なのかという問いに答え、ケアをしない選択肢を開くために何を考えるべきかを整理した。

まず、研究課題の分析結果を踏まえて、なぜヤングケアラーはケアをしない選択肢をとることが困難なのかという問いに簡潔に答えると、次のようになった。すなわち、母親ケ

アラサーなどの家族員にとって不利や困難を伴い、かつ社会資源の利用もしづらい生活の組み立てのなかで、子どもはケアをめぐる交渉における制約に直面し、ケアをしない選択肢をとることが困難になる。このことは、貧困下にあるなど生活の維持が困難な世帯ほど、ケアをしない選択肢をとることを困難にさせる強い制約としてより顕著に働く。

そのうえで、ケアをしない選択肢を開くために何を考えるべきかを整理すると、次のようになった。まず、ケアをしない選択肢を開くための条件として、ケアから距離を置いた場合に、自身のウェルビーイングの水準を損なうことのない安全・安心な生活を送ることができ、かつ残された家族員にケアの負担を偏らせることなく生活を送れることを挙げた。次に、上記の条件を満たしうる、大きく分けて2つの両立しうる方向性として、子どもがケアを担わずとも生活の維持が成り立つようにする方向、および子どもの交渉力を強める方向を挙げた。

最後に、今後の研究における課題として、ケアの社会的分配に関してヤングケアラーとその家族の貧困がどのように論じられてきたかや、ケアから距離を置く子どもに安全・安心な生活を送れることを具体的にどのように保障できるかなどを検討することを述べた。